SAVOR JAPAN 加盟店規約

第１章　総則

第１条（本規約の適用）

1.株式会社ＵＳＥＮ（以下「当社」といいます。）は、SAVOR JAPAN 加盟店規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約および加盟契約に従い本サービスを加盟店に提供します。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

2.当社がインターネット上で運営するサイト「ヒトサラ」（以下「ヒトサラ」といいます。）に係る加盟店規約として当社が別途定めるヒトサラ加盟店規約（以下「ヒトサラ規約」といいます。）に定めるヒトサラ／SAVOR プラン（以下「ヒトサラ／SAVOR プラン」といいます。）に係る加盟契約に基づき当社が本サービスを提供する場合にも、本規約が適用されるものとします。この場合において、本規約とヒトサラ規約の定めが矛盾または抵触するときは、ヒトサラ規約の定めが優先して適用されるものとし、本規約中「加盟店」とあるのは、文脈に応じ、ヒトサラ規約に定める加盟者または加盟店をいうものとします。

第２条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	意味
①本サイト	当社がインターネット上で運営する、日本国内に所在する飲食店の紹介等をする訪日外国人向けグルメサイト「SAVOR JAPAN」（https://savorjapan.com/）
②本サービス	本サイトへ加盟店の情報を掲載し、ｉ）本サイト閲覧者（以下「ユーザー」といいます。）に対する当該情報の提供、およびii）ユーザーからの加盟店ページに関する電話、電子メール等の問い合わせについての対応または加盟店への取次ぎを行うサービス
③加盟契約	本規約の適用を受ける本サービスの提供に係る当社と加盟店間の契約
④加盟店	加盟契約に基づき、本サイトに自らの店舗情報を掲載する店舗
⑤加盟店ページ	本サイト上の加盟店に係る店舗情報の掲載ページ
⑥掲載基準	当社が別途定め、書面にて加盟店に知らしめる、本サイトへ情報を掲載することができる加盟店の業態、および加盟店ページに掲載するコンテンツの基準

第３条（本規約の変更）

当社は、本規約の変更が加盟店の一般の利益に適合するとき、または本規約の変更が加盟契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、加盟店の個別の同意を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合、当社は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、当該効力発生日の相当期間前までに、当社ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により加盟店に周知するものとします。

第４条（業務の一部委託）

当社は、加盟契約の取り次ぎ、第 16 条に定める料金等の請求、料金等の徴収、およびその他本サービスに付帯する業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。加盟契約の申込をする者（以下「申込者」といいます。）は、これを予め承諾するものとします。

第２章　契約

第５条（加盟契約の単位）

加盟契約は、一の加盟店の本サービス利用に対し、一の加盟契約となります。ただし、ヒトサラ／SAVOR プランにおいては、ヒトサラ規約の定めに従い、一の加盟店のヒトサラおよび本サイトへの掲載に係るサービスの利用に対し、一の加盟契約が締結されるものとし、本サービスについて別個の加盟契約は締結されないものとします。

第６条（加盟契約締結の申込）

申込者は、当社所定の加盟店掲載申込書（ヒトサラ／SAVOR プランにおいては、ヒトサラ規約に定める加盟店登録申込書をいいます。以下「申込書」といいます）に必要事項を記載した上で、当社に加盟契約の申込みを行うものとします。なお、当社が別途認める場合を除き、本サービスの新規の申込みは、ヒトサラ／SAVOR プランの申込みによるものとします。

第７条（加盟契約の成立）

1.加盟契約は、前条の定めに従い、自署または記名、並びに押印をした申込書を当社に提出することにより申込書に記載された申込日をもって申込者と当社の間にて成立するものとします。なお、当社が異議を述べた内容を除き、申込書の内容は加盟契約の内容の一部になります。また加盟契約と本規約の定めが抵触する場合、加盟契約の定めが優先して適用されるものとします。

2.当社は、加盟店が次の各号のいずれか一に該当する場合、その旨を加盟店に通知のうえ、加盟契約の成立を取消す場合があり、加盟店は、これを予め承諾するものとします。

① 第三者（加盟店の従業員を含みますが、これに限られません。）の財産権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合

② 加盟契約および本規約の履行に違反するおそれがあると当社が判断した場合

③ 加盟契約に基づき支払うべき料金の支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合

④ 本サービスを法令に違反する目的で使用するおそれがあると当社が判断した場合

⑤ 公序良俗に違反する場合
⑥ 本サービスの運営を妨げ、または本サービスの信頼を毀損すると当社が判断した場合
⑦ 掲載基準に定める禁止業態を行う場合
⑧ 過去に当社との契約（契約内容を問わないものとします。）に違反したこと、または当社に損害（損害内容を問わないものとします。）を与えた事実が判明した場合

3.前項の定めの適用により加盟契約の成立を取消された加盟店は、当社に対し一切の請求（損害賠償請求を含みますが、これに限られません。）をしないものとし、且つ、当該加盟契約履行のため当社に生じた一切の費用を当社の請求に従い支払う義務を負うものとします。

4.ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約は、第 1 項の定めにかかわらず、ヒトサラ規約の定めに従い成立するものとし、ヒトサラ／SAVOR プランの申込みは、本サービスの申込みを兼ねるものとします。

第 8 条（届出）

1.加盟店は、申込書の記載内容および加盟店の業態に変更が生じたときは、当社所定の方法により遅滞なくその旨を当社へ届出るものとします。

2.当社は、前項に定める届出の内容が前条第 2 項各号のいずれか一に該当する場合、当該加盟店に係る全てまたは一部の加盟契約を第19条の定めに基づき解約する場合があります。

3.当社は、加盟店が第 1 項の届出を怠ったことにより生じた一切の損害について、何らの責任を負わないものとし、加盟店は、これを予め承諾するものとします。

第 9 条（加盟契約の有効期間）

1.加盟契約の有効期間および更新期間は、申込書に定めるとおりとし、申込書に定めがない場合は、有効期間は、掲載日が属する月の翌月を起算月として 6 ヶ月目の末日までとし、更新期間は 6 ヶ月とします。ただし、有効期間満了日の属する月の前月末日までに、当社から加盟店へは書面、加盟店から当社へは第 18 条第 1 項に定める方法による解約の意思表示がない限り、加盟契約は、当該有効期間満了日の翌日から更新期間、同一の条件にて更新されるものとし、以後、同様とします。

2.前項の定めにかかわらず、ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約の有効期間、更新期間および更新については、ヒトサラ規約の定めによるものとします。

第 3 章　本コンテンツ等

第 10 条（本コンテンツ）

1.当社は、加盟契約および掲載基準の定めに従い、加盟店ページに掲載される文字、画像、およびその他各種データ等の著作物（以下「本コンテンツ」といいます。）を制作し、または加盟店が当社に提出した著作物を翻訳して制作します。なお、当社は、本コンテンツの制作（翻訳を含みます。）において、機械翻訳機能（本サービスが連携する外部の翻訳サービスを含みます。）を利用することがあります。

2.加盟店は、当社の求めに応じ、本コンテンツの制作に使用する文章、画像、データその他のコンテンツを当社に提供するものとし、当社に提出した著作物について適法な権利を有していることおよび第三者の権利を侵害していないことを当社に対し表明し、保証するものとします。

3.加盟店は、当社の求めに応じ、その加盟店（料理、シェフその他の従業員を含みますが、これらに限りません。）に対する当社の取材および撮影（その内容の確認を含みます。）に協力するものとします。この場合において、加盟店は、加盟店の店内、料理、周囲音その他撮影により記録されるもの（以下「構成物」といいます。）に人物または第三者の著作物（写真、映像、キャラクター、音楽を含みますがこれらに限りません。）が含まれる場合には、自らの費用と責任をもって、その人物または著作権者その他の正当な権利者から、撮影および撮影した画像または動画の利用について許諾を取得するものとします。

4.取材、撮影時に加盟店において発生する費用（水道光熱費、人件費、料理を撮影する場合におけるその料理代を含みますが、これらに限りません。）は、加盟店が負担するものとします。

第 11 条（掲載日等の通知）

当社は、本コンテンツ制作後、ⅰ）加盟店ページの内容、ⅱ）加盟店ページを本サイトに掲載を開始する日（以下「掲載日」といいます。）を速やかに加盟店へ通知します。なお、諸事情により当該通知の到着が掲載日後になる場合があることを加盟店は予め承諾するものとします。また、ヒトサラ／SAVOR プランにおいては、掲載日は、原則としてヒトサラ規約に定める掲載日と同一の日とします。

第 12 条（納品）

1.当社は、加盟店から依頼があった場合において、正当な権限を有する者の許諾を得られたときは、本コンテンツ（画像に限ります。）を次に掲げる方法により納品するものとします。

本コンテンツのファイルをアップロードしたオンラインストレージのＵＲＬを記載した電子メールを加盟店の指定する電子メールアドレス宛に送信する方法

2.加盟店は、前項の方法により納品された場合には、本コンテンツの内容、種類および数量を確認し、納品日（当社が前項に定める電子メールを発信した日をいいます。以下同じとします。）から起算して 5 営業日以内（以下「確認期間」といいます。）に当該確認の結果を当社に通知するものとします。

3.加盟店は、本コンテンツの全部または一部が依頼した内容、種類または数量と異なること（以下「不適合」といいます。）を発見した場合には、確認期間内にその不適合の内容と不適合であるとする合理的かつ明確な事由を書面または電子メールで当社に通知するものとします。当社は、当該通知の内容を確認し、不適合を認めた場合には、納品すべき本コンテンツを納品し、または不適合を修補します。

4.本コンテンツの不適合に対する当社の責任は、前項に定める納品または修補に限るものとします。当社が納品した本コンテンツに関し、

確認期間内に加盟店が本コンテンツを使用した場合には、使用した時をもって、確認期間内に本コンテンツの使用も当社への通知もない場合には、当該確認期間の満了日をもって本コンテンツの納入は完了したものとみなします。

第 13 条（本コンテンツの修正）

1. 加盟店は、加盟契約の有効期間内に限り、加盟店ページの住所、電話番号、営業時間、店舗名および料理人名等の基本情報の修正を書面で当社に依頼することができます。この場合、加盟店は当社の指示に従って当該修正に必要な情報を通知するものとします。

2.前項の定めにかかわらず、当社は、原則として店舗紹介文等の翻訳にて制作されたコンテンツの修正、その他前項に定める範囲を超える修正依頼に応じる義務を負わないものとします。当社の裁量によりこれに応じる場合、加盟店は当社が定める実費および手数料を支払うものとします。

第 14 条（管理者機能）

1.加盟店は、次の各号に定める管理者機能を、ID・パスワードを使用して管理者ページにログインすることにより、掲載日以降、加盟契約の有効期間内に限り、これを利用することができます。

① 加盟店ページの文字に係る本コンテンツを改変すること
② 加盟店ページの画像に係る本コンテンツを削除すること
③ 次条第 2 項の定めに従う画像データを加盟店ページの新たな本コンテンツとすること
④ 加盟店ページの新たな本コンテンツとして文字を掲載すること
⑤ 前三号を利用して加盟店ページにクーポンの掲載を開始または終了すること

2.当社は、前項に定める管理者機能を利用して加盟店が改変または変更した加盟店ページが掲載基準に違反していると判断した場合、なんらの通告をすることなく、加盟店ページの一部もしくは全部の掲載の中止または削除をすることができるものとし、加盟店は、これを予め承諾するものとします。

第 15 条（本コンテンツの著作権等）

1.本コンテンツのうち画像に係る著作物（加盟店が当社に提出したものを除きます。）は、当社または当社が指定する第三者が著作権を有するものとし、加盟店は、当社の書面による事前の承諾なしに、加盟店ページへの掲載以外の目的で使用することはできません。

2.当社は、本コンテンツのうち文字に係る著作物の著作権を、掲載日をもって加盟店に無償で譲渡するものとします。

3.加盟店は、当社に対し、加盟店が当社に提供した著作物および前項に定める著作物を使用する権利（本サービスの内外および営利目的の有無を問わず、二次的著作物に関する権利を含み、複製、上演、演奏、上映、公衆送信、公衆伝達、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、および当社が事業目的上必要とみなす範囲で改変する権利を含みます。また、本サービスと連携する第三者が提供するサービスにおいて当該文字に係る著作物を使用させるため、これらの権利を当該第三者に再許諾する権利を含みます。）を無償、かつ無期限、地域の限定なく、許諾するとともに、著作者人格権を行使しないものとします。

4.前項に定める本コンテンツに対し、加盟店が次の各号のいずれかに該当する改変を依頼した場合、当社はこれを拒否できるものとし、または当社が誤ってこれを受諾した場合は、当該本コンテンツに対し、当社または当社が指定する第三者が保有する著作者人格権を行使する場合があるものとします。

① 第三者の有する権利を侵害する改変
② 公序良俗に反する改変
③ 前二号の他、当社の意に反する改変

5.第 12 条に基づき納品した本コンテンツを除き、当社が知的財産権を有する、または当社が加盟店以外からその使用もしくは利用を許諾されたその他の本コンテンツについては、加盟店は如何なる事由をもってしても、当社の事前の承諾を得ることなくその使用または利用をすることはできません。

6. 当社は、必要に応じて、本サービスに登録された加盟店情報の全部または一部を、加盟店への事前の通知・承認または対価の支払いを要せず、内容の変更・複写・移動を行うほか、自由に利用することができるものとします。

7.ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約においては、第 1 項から第 5 項までの定めにかかわらず、本コンテンツ（当社が翻訳により制作したものを含みます。）の著作権その他の知的財産権の帰属および利用については、ヒトサラ規約の定めによるものとします。ただし、従前の加盟契約に基づき第 2 項の定めにより加盟店に譲渡された著作権については、この限りではありません。

第 4 章　料金

第 16 条（料金等および支払）

1.加盟店は、本サービスの利用の対価を、掲載日が属する月の翌月から加盟契約を終了する日が属する月まで、加盟契約の定めに従い当社に支払うものとします。

2.加盟店は、前項に定める本サービスの利用の対価の支払いの他、加盟契約、およびその他当社が別途加盟店に提示した書面等に定める料金ならびにその他加盟契約成立後に生じた本サービス提供に伴う費用（総称して、以下「料金等」といいます。）を、当社の請求に従い支払うものとします。

3.当社は、本規約等に特段の定めのない限り、料金等の日割計算を行いません。また、本規約等に特段の定めのない限り、加盟店より受領した料金等を返還する義務を負わず、加盟店は、これを予め承諾するものとします。

4.前各項および次条の定めにかかわらず、ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約の料金等、その支払いおよび延滞金については、ヒトサラ規約の定めによるものとします。

第 17 条（延滞金）

加盟店が、当社が定める支払期日を 1 ヶ月経過してもなお料金等を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日を起算日として、支払われる日の前日までの期間の料金等について年 15%の割合で算出される額を延滞金として加盟店に請求できるものとし、加盟店は、当社の請求に従い当該延滞金を支払うものとします。

第 5 章　加盟契約の解除等

第 18 条（加盟店による解約）

1.加盟店は、加盟契約の有効期間内に加盟契約の解約を希望する場合、当該解約を希望する日が属する月の前月末日までに当社所定の書面、WEB フォームまたは申込書に付帯する契約確認書に定めるインフォメーションセンター経由で申し出ることにより、加盟契約を解約できます。

2.加盟店は、前項の規定に基づき解約する場合、解約日から当該解約日が属する有効期間（更新後の有効期間を含みます。）の満了日までの期間に生じる料金等に相当する額を解約違約金として当該解約日までに一括して当社に支払わなければなりません。ただし、掲載日以前に加盟契約を解約する場合には、加盟店は当社に対し、解約日までに当該加盟契約に関して当社に生じた費用に相当する額を支払うものとします。

3.前二項の定めにかかわらず、ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約の解約および解約違約金については、ヒトサラ規約の定めによるものとし、加盟店は、本サービスのみを解約することはできないものとします。当該加盟契約が解約された場合、ヒトサラおよび本サイトへの掲載は、同一の解約日をもって終了するものとします。

4.加盟店が、加盟契約の有効期間内にヒトサラ／SAVOR プランへの変更を申し込み、ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約が成立した場合、従前の加盟契約は、当社所定の時期をもって終了するものとし、加盟店は、第 2 項に定める解約違約金を支払うことを要しないものとします。

第 19 条（当社による解約）

1.当社は、加盟店が次の各号のいずれか一に該当した場合、または該当するおそれがあると判断した場合、何らの催告なしに加盟店ページの掲載を停止し、もしくは加盟店に係る加盟契約の全部または一部を解約することができるものとします。

① 本規約または加盟契約に違反し、相当な期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、当該期間を経過してもなお違反を是正しないとき

② 料金等の一部または全部の履行を遅滞し、または故なく支払いを拒否した場合

③ 手形または小切手の不渡りが発生した場合

④ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けた場合

⑤ 破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがあった場合

⑥ 前五号の他、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合

⑦ 解散または営業停止状態になった場合

⑧ 加盟店との連絡が取れなくなった場合

⑨ 加盟店の責に因り、本コンテンツの制作が開始または継続できない合理的事由がある場合

⑩ 加盟店の運営について監督官庁から注意または勧告を受けた場合

⑪ 加盟店の運営が公序良俗に反する、または本サイトにふさわしくないと当社が判断した場合

⑫ 前各号の他、当社が加盟店との加盟契約の継続が困難であると判断した場合

⑬ 加盟店または第三者より知的財産権侵害等の指摘を受けた場合

2.前項の規定により加盟契約を解約された加盟店は、解約日が属する有効期間（更新後の有効期間を含みます。）の満了日までに生じる一切の料金等を直ちに当社に支払うものとします。

3.当社は、第 1 項の規定により加盟契約が解約されたことにより生じた加盟店の損害一切の賠償責任を負わず、加盟店は、これを予め承諾するものとします。

4. 第 1 項の規定に基づき加盟店ページの掲載が停止された場合であっても加盟契約は存続するものとし、加盟店は、当該停止期間中も本サービスの利用の対価等の支払義務を免れないものとします。加盟店は、当該掲載停止に起因して、料金等の返還、減免その他名目の如何を問わず、当社に対して何らの請求もできないものとします。

5.当社は、第 1 項第 13 号に該当したことを理由に加盟店ページの掲載を停止したときは、指摘の内容を速やかに精査するものとし、その結果、知的財産権侵害等のおそれがないと判断したときその他相当と認めるときは、当該掲載停止を解除することができるものとします。

6.ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約については、加盟店が第 1 項各号またはヒトサラ規約に定める解除事由のいずれかに該当した場合（該当するおそれがあると当社が判断した場合を含みます。）、当社は、何らの催告なしに、ヒトサラおよび本サイトの一方もしくは双方への加盟店ページの掲載を停止し、または当該加盟契約の全部を解約することができるものとします。この場合における違約金その他の取扱いについては、ヒトサラ規約の定めによるものとします。

第 20 条（加盟契約終了後の扱い）

加盟契約がなんらかの事由で終了した場合、当社は、当該加盟契約に係る加盟店ページの本サイトへの掲載の全部もしくは一部を終了または継続するものとします。なお、当該継続に係る加盟店の意思確認は、申込書にてこれを実施するものとします。

加盟契約が終了した加盟店は当社に対し、前項の定めに基づき本サイトへの掲載が継続された加盟店ページの内容の誤りの是正以外、何ら請求ができないものとします。

ヒトサラ／SAVOR プランに係る加盟契約が終了した場合における加盟店ページの掲載の終了または継続およびその後の取扱いについては、前二項の定めにかかわらず、ヒトサラ規約の定めによるものとします。

第 6 章　禁止事項等

第 21 条（禁止事項）

加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

① 掲載基準に定める禁止業態を行う行為

② 掲載基準の定めに違反する内容を加盟店ページに掲載する行為

③ 法、法令、および公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為

④ 当社、または第三者が有する財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、および誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
⑤ 有害なコンピュータープログラムを本サイトに書き込む行為
⑥ 当社が別途禁止行為として合理的判断に基づき定める行為

第 22 条（加盟店の義務）
加盟店は、当社がユーザーからの加盟店ページに関する電話、電子メール等の問い合わせについて取次ぎを行った場合、当社からの要請に速やかに対応するものとします。

第 7 章　本サービスの中断等
第 23 条（本サービスの一時中断・停止）
当社は、次の各号に定める事由による本サービス停止の必要が生じた場合、加盟店に何らの連絡をすることなく、一定期間本サービスを停止することができるものとします。なお、この場合、加盟店は、本サービス停止による料金等の返還および減免、並びに加盟店が被った損害の補償等一切を当社に請求しないものとします。
① 本サービス提供に係るサーバー、ソフトウェアまたは通信回線等の点検、修理、補修、もしくは改良等のための停止
② 本サービス提供に係るサーバー、ソフトウェアまたは通信回線等の障害、故障、もしくは事故等による停止
③ 天災地変、火災、停電等当社の責任によらない事由による停止
④ その他、当社がやむを得ないと判断した事由による停止

第 24 条（本サービスの廃止）
1.当社は、任意に本サービスを廃止することができるものとします。その場合、当社は、事前にその旨を加盟店に通知するものとします。
2.当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき加盟店に生じた損害について、加盟店に対し何ら責任を負わないものとします。

第 25 条（免責等）
1.当社は、本サービスに関連して加盟店および加盟店の来店者等第三者が被った損害について、一切の賠償責任を負いません。但し、当社の過失による債務不履行または不法行為により加盟店に生じた損害の賠償は、加盟店から当該損害が発生した月に当社が受領した本サービスの利用の対価等の額を上限とし、これを賠償するものとし、加盟店は、これを予め承諾するものとします。
2.当社は、加盟店に対する事前の通知、承諾を得ることなく、本サイトの内容、レイアウトおよびその他技術仕様等の全部もしくは一部を変更または追加することができるものとし、加盟店は、これを予め承諾するものとします。
3.当社は、台風、津波、地震、風水害、落雷、塩害等その他の天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、テロ行為、疫病の蔓延、サイバー攻撃、公害、法令規則の制定改廃、公権力による命令、処分その他の政府による行為、争議行為、停電、輸送機関、通信回線等の事故その他不可抗力による本サービスの提供の停止その他の加盟契約の債務不履行について一切の責任を負いません。
4.当社は、本コンテンツ（機械翻訳によるものを含みます。）の精度、正確性、完全性を保証しません。加盟店は、本コンテンツが加盟店の意図を完全に反映しない場合があることを予め承諾し、これに起因する損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社を免責するものとします。 なお、本コンテンツの修正については、第 13 条の定めに従うものとします。

第 26 条（損害賠償等）
1.加盟店は、自ら（直接間接を問わず、加盟店の実態上の管理下にある者を含み、以下、本条において同様とします。）が本規約または加盟契約に違反したことにより、当社または第三者に与えた損害について、当社または当該第三者に対し、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
2.前項に定める損害は、当社が損害賠償請求権行使のために必要とした法的活動に要する費用（弁護士費用等を含みますが、これに限られません。）のすべてを含むものとします。
3.加盟店は、自らの行為が原因で、他の加盟店、ユーザーまたは第三者との間に紛争を生じた場合、直ちにその事実を当社に報告するとともに、加盟店自らの責任と費用においてこれに対処、かつ当社に何らの損害、迷惑を及ぼさないものとします。

第 8 章　権利関係
第 27 条（権利譲渡）
1.加盟店は、加盟契約上の権利、義務、およびその他加盟契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、賃貸、並びにその他の処分をすることはできません。
2.加盟店は、前項の定めにかかわらず、次の各号の定めの充足を条件として、加盟店が権利を有する加盟店ページの本コンテンツを第三者に、譲渡、若しくは利用の許諾（以下、譲渡、若しくは利用の許諾を受ける第三者を「譲受人」といいます。）をすることができます。この場合、当社は、譲受人への譲渡、若しくは利用の許諾の効力が発生する日までに、当該日を効力の発生日とした新たな加盟契約を譲受人との間で締結します。
① 加盟店が権利を有する加盟店ページの本コンテンツに係わる全ての権利を譲受人に譲渡、若しくは利用の許諾がなされること
② 譲受人への譲渡、若しくは利用の許諾をする日に、加盟店が当社に対する金銭的債務を有していないこと
3.譲受人から当社に対し、加盟店が権利を有する本コンテンツの利用許諾を得たことを誓約する「店舗情報継続使用申請書」と題する当社所定の書面が提出された場合、加盟店は、当社により前項第①号に定める条件が充足されたと見做されることを予め承諾します。加盟店は、当社が当該条件の充足と見做したことに対し、何ら請求（損害賠償請求を含みますが、これに限られません。）、抗弁（訴求を含みますが、これに限られません。）を申し立てず、譲受人との間で一切を解決し、当社に何らの迷惑を及ぼさないことを、当社に保証するものとします。
4.前二項の定めにかかわらず、加盟店の経営を第三者に譲渡、若しくは加盟店の運営を第三者に委託する等により加盟店の実態上の経営、運営者とならなくなった場合、当該実態上の経営、運営者とならなくなった日の前日をもって加盟店が有する本コンテンツの一切の権

利は、何らの条件を付すことなく、無償で当社に譲渡されることを、加盟店は予め承諾するものとします。

5.前三項の定めに基づく本コンテンツの譲渡、利用許諾または当社への無償の権利譲渡（以下「譲渡等」といいます。）がなされた場合、加盟店と締結されている加盟契約は、第９条、第 18 条、第 19 条、第 20 条の定めの適用を受けず、当該譲渡等がなされた日の前日をもって合意解約されるものとします。

第９章　個人情報の保護等

第 28 条（個人情報の取扱い）

1.当社は、加盟契約に基づき保有した加盟店に係る個人情報（以下「個人情報」といいます。）に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および当社が別途定める「個人情報保護方針」（https://usen.com/legal/privacy1.html）および「個人情報の取扱いについて」（https://usen.com/legal/privacy2.html）（総称して、以下「個人情報規定」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2.当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、本サービスの個人情報について以下の目的で利用します。

① 加盟店への本サービスの提供
② 加盟店の管理
③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
④ 料金の請求に関する業務
⑤ 加盟店からの問合せへの対応業務
⑥ 当社が発行するメールマガジンの配信
⑦ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（E メール等）
⑧ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
⑨ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3.当社は、個人情報規定に従い個人情報を適切に保護し、ⅰ）加盟店の同意が得られた場合、ⅱ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、ⅲ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	料金の決済を行うため
提供する個人情報の項目	氏名、加盟店名、料金
提供の手段または方法	電子データ
当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、および属性	カード決済代行事業者、 金融機関

4.当社は、個人情報規定に従い、本条第 1 項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第 10 章　その他

第 29 条（反社会的勢力の排除）

1.加盟店は、加盟契約締結時および加盟契約締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2.加盟店が次の各号のいずれかに該当することが認められた場合、当社はなんら催告することなく加盟契約を解除することができるものとします。

① 反社会的勢力に属していること
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
③ 反社会的勢力を利用していること
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
⑥ 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3.前項の定めに基づき加盟契約を解除された加盟店は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 30 条（通知）

本サービスに関する問い合わせその他加盟店から当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から加盟店に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第 31 条（準拠法および管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

付則

2015 年 7 月 1 日実施
2017 年 12 月 1 日改定
2019 年 10 月 10 日改定
2023 年 5 月 1 日改定
2024 年 9 月 1 日改定　※株式会社ＵＳＥＮ　Ｍｅｄｉａの飲食店向けグルメサイト関連事業を株式会社ＵＳＥＮが吸収合併により承継
2025 年 12 月 1 日改定
2026 年 4 月 1 日改定
2026 年 10 月 1 日改定
2026 年 12 月 1 日改定